

議案第157号

静岡市立学校設置条例の一部改正について

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月15日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市立学校設置条例（平成15年静岡市条例第264号）の一部を次のように改正する。

別表1 小学校の表中

「

静岡市立清水中河内小学校	静岡市清水区中河内2583番地の1
静岡市立清水西河内小学校	静岡市清水区西里143番地
静岡市立清水和田島小学校	静岡市清水区和田島611番地

を

」

「

静岡市立清水両河内小学校	静岡市清水区和田島611番地
--------------	----------------

に

」

改める。

第2条 静岡市立学校設置条例の一部を次のように改正する。

別表1 小学校の表中

「

静岡市立清水両河内小学校	静岡市清水区和田島611番地
--------------	----------------

を

」

「

静岡市立清水両河内小学校	静岡市清水区和田島303番地
--------------	----------------

に

」

改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和4年4月1日から、第2条の規定は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。